

# A Historical Study of the Formation of Ishikawa Prefecture

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Okuda, Haruki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00029536">https://doi.org/10.24517/00029536</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 石川県成立の歴史的考察

奥 田 晴 樹<sup>1</sup>

### A Historical Study of the Formation of Isikawa Prefecture

Haruki OKUDA<sup>1</sup>

#### はじめに

成立前後の石川県に関しては、すでに、近年の研究成果をふまえ<sup>(1)</sup>、内田政風の初代県令就任事情と、その県政が占めた全国政治ないし統治上の位相を中心に若干の検討を試みている<sup>(2)</sup>。ここでは、県庁の美川移転と金沢帰還をめぐる動きに焦点をあて、内田県政の性格との関連に留意しつつ、石川県の成立経緯について考えてみたい。

#### 一 金沢県の設置

##### (一) 幕末維新期の加賀藩

徳川幕府の倒壊から明治新政府の成立へ向かう決定的な政治的局面で、加賀藩は遅れをとってしまった<sup>(3)</sup>。大政奉還後の緊迫する京都の情勢に対処すべく、藩主前田慶寧は、慶応3年(1867)11月29日、加賀藩としては最新鋭の西洋式旋条銃隊を率いて自ら上洛の途についた。しかし、着京の当日、12月9日に、王政復古の大号令が渙発されたのである。慶寧は、二条城にいた前征夷大將軍徳川慶喜に大坂への退去を勧めるとともに、自らも新政府の慰留を振り切って、12日、急遽帰国した。そのとき、慶寧は、慶喜に対し、その再起の折の軍事的支援を密約していたという。

慶寧は、藩主世子時代、文久3年(1863)8月18日の政変の際に、京都を追われる長州藩の側に立って行動しようとしたことがある。これは、長州藩の攘夷即時断行論に共鳴したからであり、慶寧には倒幕の意思はなかつ

たと見られる。攘夷を望む孝明天皇の意向に副うように幕政を導くことで、尊王の実を掲げて雄藩の幕政参加に道を開くという、当時、朝野に多くの支持を得ていた幕政改革構想を抱いていたのだろう。しかし、加賀藩では、幕府の忌諱を懼れる藩主前田斉泰によって、慶寧の行動は未然に抑えられ、彼の側近の尊王攘夷派は厳罰に処され一掃されたのである<sup>(4)</sup>。

慶寧の王政復古直後の行動には、8月18日の政変のとき以来抱いてきた「領内自立割拠」の構想をこの機会に実現しようとする意図があったという<sup>(5)</sup>。その場合、「割拠」を可能にする政治的ないし軍事的保障を、徳川との盟約に求めることとなる。そうなると、ますますもって、慶寧の尊王論は元来、倒幕論に展開し得るものではなかったことになるだろう。幕末期に、加賀藩からは一人の脱藩者も出さなかつたというのは、こうした藩内事情を考えれば当然かもしれない。

慶喜は大坂で挙兵を決意し、慶応4年(1868)1月2日、慶寧に援兵を求める書簡を発した。加賀藩では大勢が佐幕論に傾いており、慶寧も出兵を命じた。ところが、4日には鳥羽・伏見の戦いで徳川軍は敗れ、その報が届いていたにもかかわらず、10日、加賀藩は徳川援兵を出発させてしまった。11日、新政府は慶寧に上洛を命ずるが、病気を理由に断り、重臣を送るにとどめた。12日になってようやく、徳川軍完敗、慶喜江戸敗走が紛れもない事実であることが明らかとなり、急遽藩兵を引き返させるとともに、隠居の前藩主斉泰を上洛させる

1 金沢大学教育学部教授

ことにしたのである。前日、病気を理由に上洛を断つてしまつた慶寧が、手のひらを返したように、急に上洛するというわけにはいかなかつたのだろう。

その後、加賀藩は、戊辰戦争の戦費を進んで新政府に献納し、さらに北越戦争で奮戦して多くの戦傷者を出すなど、新政府にひたすら協力する姿勢を示した。皮肉なことに、北越戦争での主敵は、加賀藩同様、「領内自立割拠」構想を抱いていた長岡藩だった。長岡藩は、廃藩置県に先立つて明治3年(1870)10月22日付で自主的に廃藩置県を願い出ることとなるが<sup>(6)</sup>、ここには「領内自立割拠」構想の命運が示唆されていく。

加賀藩のこうした恭順の努力にもかかわらず、新政府の疑惑と警戒感は容易に解けなかつたようである。前述したように、加賀藩からは、同じように佐幕論が大勢を占めていた紀州藩の陸奥宗光のような、脱藩してまで倒幕運動に参加する藩士は一人も出なかつた。そのため、加賀藩士には、新政府の中核に参画し、両者のパイプ役となるような人物がいなかつたのである。

## (二) 廃藩置県と旧金沢藩士族

新政府は、明治2年(1869)6月17日、それまでに諸大名から相次いで出されていた版籍奉還の建白を聽許した。その際、藩を政府直轄地の統治機関である府や県と並ぶ、国家の地方統治機関として正式に認め、原則として、藩庁所在地の地名をとってそれぞれの藩名とした。加賀藩は金沢藩と呼ばれることになり、慶寧は金沢藩知事に任せられた。このとき、支藩の大聖寺藩と富山藩は、それぞれ従来の通称が藩の正式名称となつた<sup>(7)</sup>。

金沢藩では、新政府が掲げる「府藩県三治一致」の方針に従い藩政改革を進めた<sup>(8)</sup>。中でも大きな改革は、版籍奉還後、明治3年(1870)2月までに、藩士の家禄を大幅に整理・削減した禄制改革である。そこでは、従来の実収入を基礎に、斜線法と呼ばれる和算の計算方法を用いて、禄高の高い者ほど削減率が高くなるようにしたものだった。禄高百石、実収入で米百俵を生活線の基準に据えている点など、他の諸藩に比較した場合、その家禄削減は緩やかだったと見られる<sup>(9)</sup>。

しかし、従来の藩の統治体制を修正しつつ継続する、この仕組みは長続きしなかつた。明治4年(1871)7月14日、新政府は廃藩置県を断行した。他の旧藩主と同

様、慶寧も知事の免官と東京への移住が命ぜられ、8月11日には金沢を去つていく。金沢・大聖寺・富山の三藩は、藩を県と改められたが、知事更迭を除けば、とりあえずは従来のままだつた<sup>(10)</sup>。しかし、慶寧と入れ替わるように、旧鹿児島藩士の内田政風が8月15日に金沢県大参事に任せられ、9月に着任すると、にわかに慌ただしくなっていく。

廃藩置県直後の明治4年8月現在、金沢町は、町数が506町、戸数が24,146戸、人口が123,453人だった<sup>(11)</sup>。また、同年の金沢県管内の士族は7,077人、その家族は18,955人、また卒は9,474人、その家族は17,486人を数えた<sup>(12)</sup>。士族と卒は、家族を含めて52,992人にのぼる。この数値には富山や大聖寺は含まれず、その大半は金沢に居住していたものと考えられるので、かれらは当時の金沢町の全人口の4割前後を占めていることがわかる(表1を参照)。前述した禄制改革が下級士族には比較的緩やかなものだったとはいえ、金沢藩の場合も、下級藩士の生活が幕末以来、かなり厳しい状態にあったことには違いない<sup>(13)</sup>。

表1 廃藩置県直後の金沢町と士族

金沢町	町数	506町
	戸数	24,146戸
	人口	123,453人
士族	本人	7,077人
	家族	18,955人
卒	本人	9,474人
	家族	17,486人
士族・卒合計		52,992人

注) 石川県立図書館編『石川県史料』第二巻、同館、1972年3月、119および123～124頁を参照。

幕末以来の藩そのものがおかれた政治的立場に加え、こうした経済的な急迫も一つの背景となって、旧金沢藩士族の間には、新政府の首脳と政治的な結びつきを求める動きが活発になつてていく。内田の金沢赴任にもそうした動きが一定の影響を与えていたと見られる。

## (三) 内田政風の経歴

内田政風とはいつたゞのどのような人物なのか<sup>(14)</sup>。

内田は、文化12年(1815)12月2日、鹿児島城下に生まれた薩摩藩士で、仲之助と称し、政風は諱である。少壯の頃より江戸や大阪で勤仕し、江戸藩邸の留守居添役となつていたが、文久2年(1862)の島津久光の江戸

下向の際、その武器輸送に奔走した。翌同3年、京都藩邸の留守居代に転じ<sup>(15)</sup>、公武間の周旋に努め、姉小路公知暗殺事件や禁門の変などで藩の立場を弁護したのをはじめ、幕府倒壊・明治新政府成立に至る京都の政局にあって、藩を代表する形で活躍した。戊辰戦争では、藩の財政や軍需を司り、明治2年(1869)に藩の参政となつた。同4年(1871)に金沢県大参事、ついで石川県権令、同県令に進み、同8年(1875)に退官した。その後は、久光を補佐し、島津家の家令となつた。同26年(1893)10月18日、79歳で没し、鹿児島市の大徳寺に葬られた。

文久2年の久光の東下は勅使大原重徳警護のためのもので、安政の大獄で政治的に失脚していた一橋慶喜や前越前藩主松平慶永を幕府首脳として復権させるなど、幕府の文久改革をもたらした。その折の働きが久光に認められ、内田は江戸に代わって政局の中心地となっていた京都の藩邸留守居代に栄転する。江戸の藩邸留守居は幕府や諸藩との交渉を表裏ともに担当する重職だったが、京都のそれはそれに朝廷・公家や、さまざまな立場の諸国の志士たちを加えた、大変難しい役職だった。幾度も生死の関頭に立たされた西郷隆盛の去就を想起すれば明らかなように、薩摩の藩論も政局とともに大きく揺れ動く中で、京都の藩邸留守居に抜擢され、維新まで勤め上げたことは、内田の政治的能力がなかなかのものであつたことを物語つていよう。と同時に、その間、終始、久光の信任を失わなかつたことが、その在任の決定的な要因と考えられる。

内田は、久光の側近にあって補佐する立場にあった大久保利通や国許の家老らに宛てて、京都の情勢を報ずる書翰をしばしば送っている。

京都赴任後、不穏な京都の情勢を文久3年(1863)8月5日付で大久保らに報じている<sup>(16)</sup>。それから間もなく8月18日の政変が起こり、これを同年8月22日付で大久保に伝えている<sup>(17)</sup>。この政変が起つたとき、久光はもちろん、大久保や家老の小松清廉(帯刀)も国許にいた<sup>(18)</sup>。ついで、同月29日付で4通の書翰を大久保に送り、大和五条での天誅組の変<sup>(19)</sup>や政変後の京都政局の動きなど<sup>(20)</sup>を報じている。翌9月に入ると、小松に、14日付・21日付・23日付<sup>(21)</sup>、26日付(2通)・27日付<sup>(22)</sup>と、続け様に書翰を送つて、やはり京都の情勢を

丹念に知らせている。一方、内田の許には、各地の情報が集まつてくる。8月23日付では三条実美ら七卿を伴つて京都を退去した長州勢の動静<sup>(23)</sup>、10月25日付では但馬国で起つた生野の変<sup>(24)</sup>が伝えられている。慶応元年(1865)9月、兵庫沖に同港の開港を求めて英米仏蘭四ヶ国艦隊が来航すると、内田は、藩を代表して朝廷に、交渉決裂時には、かねて藩主父子の指示もあり、打ち払いの先鋒を勤めたき旨、願い出ている<sup>(25)</sup>。

慶応3年(1867)には、1月4日付で孝明天皇の死去を報じている<sup>(26)</sup>。ついで、3月29日付で大久保に土佐藩の内情を報じているが<sup>(27)</sup>、その後、薩土両藩士の間に倒幕へ向けた提携関係が成立して行く。そして、王政復古の第一報を同年12月14日付で国許に送り<sup>(28)</sup>、新政府からの藩への指令を承諾する慶応4年(1868)3月付の請書も内田の名で提出している<sup>(29)</sup>。

これらから、京都での内田の役割が、情報の収集と、藩を代表しての朝廷との交渉などを軸としたものであることが浮き彫りになってこよう。とりわけ、後者には、久光の信任が絶対不可欠の要件だったことは明らかだろう。もっとも、寺田屋事件以後、維新までの間、西郷さえも、形式的にせよ、久光の信任なくしては、薩摩藩士として政治的活動はなし得なかつた。問題は、久光とのそうした関係を維新後も続けたかどうかである。

#### (四) 内田赴任の背景

明治新政府での内田の官歴は、明治元年(1868)5月付で刑法官事試補に任官するが、同月付で依願免官した後、しばらく空白があり、同3年(1870)3月付で太政官の少弁に復官し、同日付で従五位に叙位されている<sup>(30)</sup>。この地位は、当時の新政府では相当な上層部に位置するものと見られる。

少弁は、明治3年当時の官制では、左右大臣定員各1名、大納言3名、參議3名、大弁3名、中弁5名、少弁6名という序列に、また従五位の方は官位相当制の下で正従一位から大小初位までの20階の序列のうちの第10階に、それぞれ位置づいている。当時は、官職と位階を対応させる律令制度以来の官位相当制がとられてゐたが、左大臣は従一位、右大臣は正二位、大納言は従二位、參議と各省卿は正三位で、これらの諸官が天皇の輔弼の任に当たり<sup>(31)</sup>、実際の政務を指導した。これを政

府の首脳部とすれば、大弁以下の弁官は太政官の内局にあってこれを補佐し、首脳に準ずる政府上層部を、各省の大少輔とともに形づくっていた。

実際の人事構成を見ると、左大臣は欠員で、右大臣の三条実美が最高官であり、大納言と各省卿は公家と大名で<sup>(32)</sup>、大弁も公家だった<sup>(33)</sup>。政府の実権は、大久保利通や木戸孝允らの参議や、大隈重信や寺島宗則らの各省大輔など、西南雄藩の藩士出身者が握っていたと見られる<sup>(34)</sup>。内田もこうした実権グループに近い立場にあったと見ておくのが妥当だろう。

廃藩置県に伴う官制改革で弁官は廃止となり、内田は明治4年(1871)7月付で廃官となるが、同時に御用滞在を仰せ付けられ、前述したように、同年8月15日付で金沢県大参事に任せられ、9月に金沢に赴任してくる<sup>(35)</sup>。

この人事の背景には、参議板垣退助への陳情など、旧金沢藩士族の陸義猶による鹿児島人招聘運動があったといわれる<sup>(36)</sup>。陸は、廃藩置県以前から、新政府の長州閥に近い当時の藩政首脳部に不満を持ち、薩摩閥に接近をはかっていたという。内田赴任の背景には、もちろん、地元側のそうした動きも一定の影響はあったろう。

しかし、内田は、陸が私淑していたとされる西郷や桐野利秋らとは、後述するように、同じ旧鹿児島藩士族でも明らかに異なる人脈に位置する。長州閥がそうであるように、薩摩閥も単純に一枚岩と見ることはできない。内田その人が選ばれたについては、やはり維新以前の京都での実績や、廃藩置県以前の新政府での地位が、新政府とは微妙な関係にあった旧巨大藩・金沢の新統治者に相応しいし、また官制改革を名目とした政変<sup>(37)</sup>で、政府の中枢から退けられた内田の処遇としても妥当だと、政府首脳部が考えた結果と思われる。

## 二 美川県設置願の行方

### (一) 内田県政と金沢士族

内田政風が金沢に赴任してくると、鹿児島士族の招聘運動を進めていた陸義猷らのグループが内田の下で県官に就任し、しかも彼と親密な関係をつくっていった。このグループの杉村寛正・長谷川準也や陸らは、明治7年(1874)に士族の政治結社(士族政社)である忠告社を結成した<sup>(38)</sup>。忠告社は一時、県政を牛耳るかの勢いを示すほどだった<sup>(39)</sup>。

しかし、内田が明治8年(1875)3月31日付で依願免官し、県のトップが桐山純孝に交代すると、のちに初代の金沢区長となり、そのまま初代の金沢市長に横滑りした稻垣義方以外の面々は、県の新首脳部と対立し、ほどなく県官の地位を去った。こうして、忠告社の政治的影響力は急速に衰退していった。

忠告社のグループと蜜月関係にあった内田県政とは、どのようなものだったのだろうか。ここでは、政府中央と彼との関係を窺う事例として、河川の堤防・用悪水路・道路・橋梁・港湾などを修築する土木費の国庫補助について見てみたい。

明治元年(1868)から同12年(1879)までの土木費の国庫補助額を府県別に比較検討した長妻廣至は、石川・高知両県への国庫支出が全国的なバランスから見て過大であるとし、その原因として近世以来の旧慣や領主負担の比率の大きさが一應推定している<sup>(40)</sup>。

政府は、明治6年(1873)8月付の大蔵省番外達で、河港道路修築規則を制定し、また過去三年から五年平均の堤防・用悪水路・道路・橋梁経費を官民間の費用負担額別に調査して報告するよう府県に指示し、その調査結果に基づき、来年度より五ヶ年間、定額の官費を支給すると達した<sup>(41)</sup>。石川県は、翌7年(1874)2月付で、同規則に基づく道路・橋梁・河川・港湾の等級指定を大蔵省に報告するとともに、土木費の全額が地民負担とされる同規則の第三則適用分についても、次のように官費補助の継続を求めている<sup>(42)</sup>。

第三等相当ニ候ヘトモ当管下ハ予テ上申仕置候通従  
來貢租ハ苛ニシテ是ニ換フルニ民費ニ宛ツ可キ堤防  
等修築ノ箇所多分官費ヲ以取扱ヒ來候旧藩ノ仕法及  
手取川等諸川一橋百円内外或ハ数百円ヲ費ス有リ加  
フルニ即今地券取調方モ有之民間ノ失費許多ノ折柄  
一時民費ニ相改候儀ハ容易ニ難行情態モ有之候間此  
往キ租税改正方施行候マテハ旧慣ニ据置申度御座候

旧金沢藩は貢租の重い分を土木費の補助を増やしてバランスをとる政策をとっており、地券交付の民費負担が嵩んでいる現状では、地租改正の実施<sup>(43)</sup>までは旧藩以来のやり方を続けたい、というのである。

この史料の文言を文字通り受け取れば、前述した長妻の原因推定が妥当なようにも思えるが、明治8年に石川県が政府中央に提出した、加賀・能登両国の官民別土

木費の報告<sup>(44)</sup>を見ると、かならずしもそうは言えないようである。

同報告によれば、加賀国は、総額が16万7,785円56銭6厘、うち官費が5万4,814円22銭9厘(32.67%)、民費が11万2,971円33銭7厘(67.33%)。能登国は、総額が6万9,229円9銭、官費が1,417円87銭6厘(2.05%)、民費が6万7,811円21銭4厘(97.95%)となっている。

加賀国でこそ官費は全体の三分の一弱に達しているが、能登国は総額で10万円弱少い上に、官費はほとんどなきに等しい数値である。両国の合計額で官民間の土木費負担を比較してみれば、官費が23.73%、民費が76.23%で、官費は全体の四分の一弱にとどまるのである(表2を参照)。この数値が全国的に見て、官費が占める比率として高い方に属するのかどうかはさておき、仮に旧慣が確かに県の主張通りだったとしても、それは加賀国に関してのみ言い得ることであろう。

表2 石川県の土木費(明治8年)

国名	区分	金額(円)	比率(%)
加賀国	官費	54,814.229	32.67
	民費	112,971.337	67.33
	小計	167,785.566	100.00
能登国	官費	1,417.876	2.05
	民費	67,811.214	97.95
	小計	69,229.090	100.00
合計	官費	56,232.105	23.73
	民費	180,782.551	76.23
	小計	237,041.656	100.00

注1) 比率が小数点第3位を四捨五入した。

注2) 石川県立図書館編『石川県史料』第一巻、同館、1971年4月、217~219頁を参照。

明治7年2月付の報告では、大蔵省が求めている官民別土木費の調査結果が欠けており、同8年の報告がこれに相当するものと考えられる。さすれば、石川県は、7年2月の時点では、数値の裏付けを示さぬまま、先の上申を行ったことになる。これに対する大蔵省の回答指令は史料を欠いて不明だが、長妻が指摘するような土木費の突出がその後の石川県に認められるとすれば、第三則適用分について他の府県でも見られたような旧慣にしたがって官費補助を継続したケースに、石川県も該当することになったのであるまい。政府中央におけるこの辺の裁量に、内田の政治的影響力が何らか働いているようと思われる。

もしそうだとすれば、鹿児島士族の招聘運動を展開した金沢士族にとって、内田は、かならずしも意図通りの人脈には属さなかったとしても、結果的には意中の人物たり得た、と言えるのではなかろうか。けだし、内田は、金沢士族を県政に大きく関与させ<sup>(45)</sup>、しかも政府中央に對する政治的影響力を發揮して補助金を他府県よりも多く獲得するという果実を、彼らにもたらしたと見られるからである。

## (二) 美川県設置願の提出

金沢県は旧金沢藩の管轄区域をそのまま継承していたが、明治4年(1871)11月20日付で金沢・富山・大聖寺の三県がともに廃止され、加賀国のみを管轄する新しい金沢県が設けられ<sup>(46)</sup>、内田はその参事に同月22日付で改めて任命された。ちなみに、七尾県と新川県が新設され、能登国全域と越中国射水郡が七尾県の管轄区域となつた<sup>(47)</sup>。新しい金沢県は、旧大聖寺県の管轄区域である加賀南部を得たが、能登国と越中国にあった管轄区域はすべて失うことになったのである。

新政府は、廃藩置県後、管轄区域の石高を30—40万石前後とすることを基準として、旧藩領そのまま継承した諸県を統合、あるいは分割し、新しい県を創設していった<sup>(48)</sup>。その結果、廃藩置県直後には3府302県あったのを、内田が新しい金沢県の参事に任命された22日までに、3府72県に整理したのである。その際、新しい県名には、鹿児島・山口などのように旧藩名以来のものがそのまま継承されたところと、郡や山・川などの名をとって新たに名付けられたところとに分れるが、後者は新政府が「朝敵」や「日和見」と看做した諸藩の旧領に対してとられた措置だったという<sup>(49)</sup>。

内田は、新しい金沢県が設けられて間もない明治4年12月付で、県庁の美川移転を、太政官の事務局である史官宛に、次のように願い出た<sup>(50)</sup>。

### 金沢県庁石川郡美川町へ移庁願

今般更ニ金沢県ヲ置カレ加賀国一円管轄被 命候  
処、元來金沢ノ儀ハ加越能三州總轄ノ折、据置候政  
庁ニテ數多ノ士族卒モ群居シ其給祿等ノ潤澤ヲ以、  
十二七八ハ無産ノ人民、身ヲ勞セス活計相當自然輶  
輶ノ地ト相成候ヘトモ、既二分県相成候上ハ授產ノ  
方法ニヨリ追々士族卒モ各処ヘ移散シ市中自然衰微

ニ趣キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難ヲ生スルコト目前ニアリト雖トモ、從前奢侈ノ旧習一時洗滌不致テハ愚民ノ方向ヲ転セシムル事、甚夕難シ、殊ニ金沢ハ加賀一円ノ中央ニ無之候故、布令・宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移庁シテ衆庶ノ便ニ就キ、且安逸ノ遊民ヲ振起シ他日ノ苦情無之様仕度候、依テ其地ヲ撰ムニ能美・石川両郡ノ際、手取川ノ下流、美川町ハ海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ管下中央ノ地ニテ布令ノ説諭、四方ノ通信・運輸共ニ其宜ヲ得、且上ハ越前、下ハ能登諸浦通舟等、地理十分ノ場所ニ付、速ニ此地へ転シ、名モ美川県ト改称セハ可然儀ト奉存候、然ル上ハ金沢・大聖寺ノニ力所ニ出張所ヲ置キ事務取捌可申、此段御聞届ノ様仕度、尤即今御聞済相成候共、新県引渡ノ事務、紛然相混シ候間、引渡相済候後、速ニ移庁可仕心得ニ御座候、此段奉願候、以上

辛未十二月

金沢県参事 内田政風

史官 御中

この願書の趣旨は、あらまし次の通りである。

今般、新しい金沢県が設置され、加賀国全域の管轄が命ぜられた。

金沢は、旧金沢藩以来、加賀・能登・越中3か国を管轄するために、政庁が置かれたところである。そのため、金沢には多数の士族や卒が居住し、彼らに支給される家禄が潤沢な町の経済を支えて来た。平民の居住者の7、8割がその日暮らしの無産の人民だが、彼らは、そのおかげでたいした苦労もせず生活できたので、自然と、金沢は人口が多い町となっていたのである。

このたび、管轄区域が再編成され、新しい金沢県は従来の旧県と比べ、それが大幅に縮小された。このようになった上は、県が養っている士族や卒には、授産事業を起こして自活の途を得させる必要があり、そうなれば、徐々に彼らも金沢以外の各地に分散移住することになり、町は自然と衰微していくだろう。そうなると、いずれは金沢に取り残され生活の途を失った貧しい平民たちが苦情を申し立てる事態が起こり、その処理に県が困ることは目に見えるようである。しかし、平民たちの従来からの贅沢な生活習慣を一掃して、愚かな彼らを方向転換させることは、大変に難しい。

とくに、金沢は、加賀国全域の中央に位置してはいないので、各種の布告や命令、宣告や告諭などを出して、管内に周知徹底させる上でも不都合なところである。

そこで、この際、県庁を移転して、管内の人民の便利をよくするとともに、金沢に住み安易な生活を遊び暮らして送っている人民を奮起させ、将来、彼らが苦情を申し立てることがないようにしておきたい。

県庁の移転先は、能美・石川両郡の境界となっている手取川の下流にある、美川町を選びたい。

美川町は、海岸にあり、手取川を挟んで港を作っている。また、管内の中央に位置し、布告や命令などの伝達、通信や運輸にも便利がよい。さらに、越前国や能登国の諸港とも海路が開け舟運でつながっている。美川町は、県庁の移転先として地理的に十分な場所である。速やかに、美川町に県庁を移転し、県名も美川県と改称したい。

その上は、金沢と大聖寺の2か所に、県の出張所を設置して、事務処理に当たらせたい。

以上をご許可いただきたい。もっとも、ご許可いただけたとしても、今回の管轄区域の再編成にともなう事務引き継ぎが完了した後に、移転したいので、そのこともご了承願いたい。

### (三) 美川県の設置理由

以上の願書の趣旨は、結論として、①県庁の美川移転と、それにともなう②県名の美川県への改称、そして③金沢・大聖寺への出張所の設置、の三点の許可を政府(太政官)に求めたものである。

その理由として、①管轄区域の変更により金沢が管内の中央に位置しなくなり、統治上で不便になったこと、②管轄区域の縮小で士族授産事業の展開が不可避となり、その結果、士族住民が流出し、金沢が衰微するのは必至であること、③そのため、金沢の平民居住者の7、8割を占める貧民が生活難に陥り、いずれ県がその対策に苦慮せざるを得なくなるであろうこと、の三点である。①の地理的な理由は明白だが、③の貧民対策の必要の前提となっている、②の士族授産事業が、この明治四年末の時点の金沢県でなぜ必要とされ、またその実施の条件はあったのだろうか。

まず、必要とされる事情についてである。

廃藩置県後、新設された諸県は旧藩士族への家禄の支給業務を引き継いだが、その財源は管内から徵収される貢租をはじめとする租税だった。明治4年(1871)11月27日付で制定された県治条例では、上款第3条で「一切租税ノ章程ヲ増減シ或ハコレヲ変更スル事」と規定して、諸県に租税の賦課・徵収権が与えられる一方、下款第14条で「官禄・旅費・士族卒及社寺秩禄其他常額アル公費・制限ニ從ヒ支給スル事」と規定して、家禄の支給も諸県の事務とされていた(51)。廃藩置県直後に、金沢県が管轄していた士族は、前述したように、7,077人、卒は9,474人だったが、翌5年(1872)には、旧大聖寺県から引き継いだ分を合わせて、士族は7,452人、卒は9,986人に増えている(52)。しかし、管轄区域の石高の方は、102万2,700石(53)から46万4,010石(54)と、半分以下に減少している。

これでは、家禄の返上を勧奨して、その財政負担の軽減はかかることがどうしても必要となる。そして、家禄を返上させても士族が生活に困らないよう、士族授産事業にも取り組まざるを得ない。政府も諸県の整理がそのような事態をもたらす場合があることを見越して、それに先立つ4年10月7日付で、次のように布告している<sup>(55)</sup>。

県治一体ノ御規則追テ可被 仰出候ヘトモ元諸藩分士族卒禄制・授産ノ方法並ニ負債消却ノ目途等、各地ニ於テ從来ノ便宜ニ隨ヒ兼テモ可有之見込ノ次第

候間、詳細取調、右方法書相添、大蔵省へ可伺出事

政府は、県治条例の制定を予告しつつ、それを持たず家禄制度の改革や士族授産事業の計画、藩債の償却計画について検討し、その結果を報告するよう指示しているのである。金沢県が士族授産事業に取り組むことは、政府の奨励に応えるものであった。

次に、その実施の条件についてである。

前述した忠告社が明治7年(1874)に発足したとき、その傘下に教育機関の明義舎と、士族授産結社の開業社を設けることになっていた。翌8年(1875)3月に制定された「開業社規則」には、社員から1株25円で3,000株、7万5,000円の資金を集め、①製茶、糸織・絹織・木綿織物類、青銅・白銅器物類、鮒・鮭、漁網、疊、釣、筵、釉薬、陶器などを製造する大産業場(金沢)、②ガラス製造場、③製塩場(能登国の外浦)、④翻訳編集局、活版場(東京)、⑤鮒・鮭の漁業(北海道後志国

の小樽と高島の間に三か所の漁業場)、⑥開墾による穀物・野菜・麻の栽培(北海道石狩国)の社有地)、⑦洋式帆船による海運事業(七尾造船所で造船)などを計画している<sup>(56)</sup>。もちろん、これらはすべて画餅に帰している。

しかし、忠告社の中心メンバーの一人で、後に第2代の金沢市長となる長谷川準也は、内務省から2万円、石川県から500円の士族授産資金の給付を受け、これを基に資本金3万円の金沢製糸場を明治7年に創業し、さらに資本金1万円の金沢銅器会社も興している<sup>(57)</sup>。

内務省は、明治6年(1873)10月の政変直後に、政府に残留した鹿児島士族を率いる大久保利通が創設したものである<sup>(58)</sup>。大久保らの政府首脳は、明治7年の時点では、後述するように、島津久光と西郷隆盛が手を結ぶことを懼っていた。その久光の側近中の側近とも言うべき内田から、資金給付の要請があったとすれば、この巨額な給付が実現した事情も頗けよう。

いずれにしても、内田県政の下で、士族授産事業が構想され、その一部は実施に移されているのである。こうした後年の動きが、美川県設置願の提出時点で胚胎している蓋然性は十分にあり得るのではなかろうか。

県庁の移転先として美川町を選んだ理由は、①管内の中央に位置し、統治上に便利であること、②手取川河口の港町で、越前・能登両国との舟運も開けていること、の二点である。

#### (四) 大蔵省の答申

内田の願書は、当時、地方行政を管掌していた大蔵省に、その検討が付託された。大蔵省は、明治5年(1872)1月28日付で、後の内閣に当たる太政官正院宛に、次のように答申した<sup>(59)</sup>。

別紙金沢県参事願之趣、参考仕候処、将来彼地衆庶ヲ按撫スル都合モ宜シ可有之、且運輸ノ便モ可得申候間、願之通、移庁相成可然ト存候、乍併美川県ノ称ハ不都合ニ付、石川県ト改称致シ可然、一体、美川町ノ儀ハ石川郡元本吉村ト能美郡元湊村ヲ合併シ、去未三月ヨリ相唱候儀ニテ、一市両郡ニ亘り、境界取調等之節、不都合之廉モ可有之候間、石川郡之分而已、美川町ノ称ヲ存シ、能美郡之分ハ依旧湊村ト相唱可然存候、依之御布告案取調差出候書面相添、此段相伺候也

壬申正月廿八日

大蔵少輔 吉田清成

大蔵大輔 井上 韶

正院 御中

御布告案

金沢県、石川県と改称候之事

但し、県庁は美川町元本吉村に置かれ、能美郡美川町は旧に依り湊村と相改め候事

当時の大蔵省は、長官の卿は大久保利通だったが、岩倉使節団の副使として米欧回覧の視察中で不在であり、次官の大輔である長州閥の井上馨が牛耳っていた。しかし、その次の位置には大久保の腹心の一人である吉田清成が控えていた<sup>(60)</sup>。この井上と吉田が連名で答申しているわけである。

答申の結論は、①美川町への県庁移転は認めるが、②美川県への改称は認めず、③石川県と改称させたい、というものだった。

県庁の美川移転許可の理由には、内田の願書の移転理由の趣旨を認めて、将来の人民統治の都合と運輸の便利がともによいことを挙げている。一方、美川県への改称不許可の理由は、美川町が石川・能美両郡に跨って成立していることで、これが郡の境界調査などの際に不都合を生じる懼れがあるという。

大蔵省は、美川移転を認める以上、金沢県の名称は不適切になるから、美川県に代わる対案を提示しなければならなくなつたのである。そこで出されたのが、石川県への改称という案だった。

ところが、ここにも問題があった。美川町は、明治4年(1871、辛未)2月に、旧金沢藩が町方制度改革を実施した際、石川郡の本吉村と能美郡の湊村を合併させて命名し、新たに町立てしたもので<sup>(61)</sup>、大蔵省が認識しているように、翌3月には成立していたと見られる。ここに県庁を移して、郡名をとって県名を改称しようとすれば、石川県と能美県の二通りがあり得ることとなる。大蔵省は、これを石川県にしようというわけだから、それに関連して、次のような措置をとらざるを得なくなつたのは当然である。

すなわち、同省の布告案の但し書きにあるように、①県庁を石川郡本吉村の地域内に移転するよう指定した上で、②現美川町から能美郡湊村の地域を再分離して旧称

に戻すことを指示しようとしたのである。これは、仮に能美県にした場合でもおなじことで、右とは逆に、県庁は湊村の方にし、本吉村を分離する措置をとらなければならなくなつただろう。

いずれにせよ、こういう措置をとると、美川県への改称を不許可にした唯一の理由、つまり「一市両郡に亘る」状態も解消してしまう。そうするならば、そうした上で、美川県に改称させる方が自然だろう。そうしないとすると、美川県への改称が不適切な理由をどう説明するのか。大蔵省は、こうした堂々巡りの矛盾を背負い込んででも、石川県へと改称させようとした、否、そう言うよりも、美川県への改称を避けようとした、と見るべきだろう。大蔵省は、内田の願書のうち、美川移転の実は認めたが、美川県への改称という、文字通り、名は認めなかつたのである。その背後には二つの事情が想定できる。

一つは、前述した72県への整理にともなう新県名決定の際に、新政府が「朝敵」や「日和見」と看做した諸藩の旧領では、県庁所在地の地名を県名に採用することが忌避されたといわれる事情である。しかし、これは一考を要する。何故なら、72県への整理の段階では、金沢県の旧称がそのまま継続されているからである。その時点で石川県へと改称するなら、前述したような矛盾を抱えることもなかつたはずである。

大蔵省は、金沢士族の反発を懼れて、そこでは見送っていたが、彼らと良好な関係を築きつつある内田が県庁の美川移転を願い出てきたので、それを好機と捉え、石川県への改称を押し付けた、とも考えられる。たしかに、県庁移転が公表されると、一部の士族が内田の官舎の襲撃を計画したとも伝えられており<sup>(62)</sup>、県庁移転に反発する向きがあつたことは間違いない。しかし、どうも、これは深読みに過ぎる感があろう。

もう一つは、内田の願書の趣旨をすんなりとは通さないような政治力学が大蔵省内で働いた可能性である。この時点の同省は、主導権を握る長州閥の井上に、吉田や松方正義らの薩摩閥が暗黙裡に対峙する形勢にあつた<sup>(63)</sup>。案外にこの辺が、内田に名を捨てて実を取らせた、本当のところの事情かもしれない。

## (五) 石川県の成立

太政官正院は直ちに大蔵省の答申を認め、史官は同省

の答申が出された翌日の、明治 5 年(1872) 1 月 29 日付で同省宛に、次のように通達した<sup>(64)</sup>。

金沢県庁、石川郡美川町へ移転願、左之通御指揮済二付、為御心得、写差廻候也

壬申正月廿九日

史官

大蔵省 御中

金沢県宛の太政官の指令は、同年 2 月 2 日付で、以下のように出されている<sup>(65)</sup>。

金沢県

其県、石川県ト改称相成候事

但、県庁ハ美川町元本吉村ニ被置候事

壬申二月二日

太政官

この指令は、朱書きが加えられて戻された内田の願書とともに金沢県に伝達されているが、その朱書きの内容は以下の通りである<sup>(66)</sup>。

美川町ノ称ハ、去未二月中、石川郡本吉村・能美郡元湊村ヲ合シ相唱候儀ニテ一村両郡ニ涉リ不都合ニ付、美川県ノ称ハ不及被 御沙汰候条、石川郡ノ内ヲ美川町ト称シ、能美郡ノ内ヲ依旧、湊村ト可称事  
石川県は、同年 4 月付で史官宛に、次の「移庁御届」を提出し、同月 20 日に、県庁を美川に移転し、また金沢と大聖寺に出張所を設置したことを報告している<sup>(67)</sup>。

移庁御届

当県儀、本月廿日、石川郡美川へ本庁相移シ、出張所之儀ハ金沢・大聖寺両所へ相設申候、此段御届申上候、以上

壬申四月

石川県

史官 御中

かくして、石川県と美川町の県庁が成立したのである。従来、この問題は、美川町の成立事情、県庁の美川移転の背景、石川県への改称理由、それらの事実認識の根拠となる史料の問題などをめぐって、さまざまに論じられてきた。ここでは、太政官の事務局が編纂した記録である「公文録」や「太政類典」、またその命で県が編纂して提出した記録である「石川県史料」のうち、最も原史料に近接する形で成立していると見られる「公文録」に依拠し、そこに収められた諸文書の性格<sup>(68)</sup>、日付や收

受関係などを考慮して、右のように事実関係を整理してみた。なお、「太政類典」や「石川県史料」を参照したことはもちろんである。

### 三 美川県庁の終焉

#### (一) 県庁の金沢再移転伺

内田政風は、明治 5 年(1872) 9 月 5 日付で、石川県の権令に昇任した。同月 25 日付で、七尾県が廢止され、その管轄下の能登国は石川県に編入された<sup>(69)</sup>。これを受け、石川県は、同年 10 月 20 日付で、大蔵省に県庁の再移転を、次のように伺い出た<sup>(70)</sup>。

移庁ノ儀ニ付伺

今般、能登国一円増管轄、且大学校本部並裁判所ヲ被置候旨モ被 仰渡、追々拝承仕候、依之得ト遂熟議候処、元來、美川へ移庁ノ儀、金沢ノ人民ヲシテ旧習洗滌、方向ヲ転セシムル趣意ニ出候段ハ辛未十二月伺書ニ記載仕候通ニ御座候、然処追々耳目変更、稍前進ノ規模モ相立、殊ニ大学校等ヲ被置候ニ就テハ金沢其地位ニ可有之、且裁判所ト県庁ト懸隔候テハ百事不都合ノ儀モ可有之哉、就テハ加能両州ノ中央ニハ無之候ヘトモ、県庁ヲ石川郡金沢ニ復帰仕度奉伺候、尤同所ハ凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廢置県三分ノ際、從來三州ノ人民輻湊ノ氣脈相絶候ハ自然ノ勢ニ付、一洗ノ為、無拠移庁ノ策ニ相及候へ共、前文通、増管轄等相成候ニ付テハ融通ノ道大ニ開ケ、加之聊開明進歩ノ機会相生シ候景況ニ付、弥以親ク鼓舞勵奨、漸々管下四方ニ布及候様可仕見込ニ御座候間、至急御指令成下度、將又能登國ニ支庁設立ノ儀ハ追テ御届可申上候、以上

壬申十月廿日

石川県権参事 桐山純孝

石川県権令 内田政風

井上大蔵大輔 殿

石川県の伺書の趣旨は次の通りである。

今般、能登国全域が管轄に加えられ、また大学校や裁判所が設置されることになった。それらを受けて、石川県では十分に論議した。

元来、美川への県庁移転が、古い習慣に浸っている金沢の人民を心機一転させることが目的だったことは、昨年 12 月の県庁移転の伺書にも記載した通りだが、

徐々に金沢の人民の様子にも前進の兆候が現れ始めている。また、石川県に大学校を設けるとなれば金沢が最適地である。さらに、金沢に裁判所が置かれることになったが、裁判所と県庁が離れていては万事不都合である。ついては、加賀・能登両国の中央に位置するわけではないが、県庁を石川郡の金沢に復帰させたい。

金沢は、人口が10万人を超える人が密集した土地である。しかし、昨四年に旧金沢県の管轄区域が三分割された結果、従来の加賀・能登・越中の3か国の人民が集まるような状態が消滅するのは、自然の成り行きだった。そこで、それまでの繁栄になれた人心を一新するため、やむを得ず、県庁移転の策を講ずるに及んだのである。

前述した通り、管轄区域の拡大などにより、金沢も交通・物流・金融などが大いに開け、それにとどまらず、文明開化の機会も生ずる状況になるだろう。石川県としても、今まで以上に文明開化を奨励し、徐々に金沢から管内全域へと、それを拡げて行く方針である。

以上のような理由から、県庁の金沢再移転の伺いにつき、至急、ご指令をいただきたい。なおまた、能登国に県の支庁を設置する件も、追ってお届申し上げる。

## (二) 美川県庁の終焉

石川県が県庁の金沢再移転を大蔵省に伺い出た理由は、次の四点である。

第一は、県庁の美川移転の大前提だった、加賀1国管轄体制から加賀・能登2か国管轄体制に変わったことである。

第二は、明治5年(1872)8月2日付で公布された学制で、全国を8つの大学区に分け、それぞれに大学校を設置し、石川県には石川・七尾・新川・足羽・敦賀・筑摩の6県が所属する第三大区の大学本部を置くと定められ<sup>(71)</sup>、この大学校を置くとなれば、金沢が最適なことである。

第三は、右の学制の公布の翌日の3日付で、司法省の「職制並ニ事務章程」である司法職務定制が制定され、そこで府県裁判所が置かれることとなり<sup>(72)</sup>、ついで同月25日付で同省は2府32県の府県裁判所設置を太政官正院に伺い出て同月30日付で承認されているが、その中に石川県が含まれている<sup>(73)</sup>。その際、司法省から石川県裁判所の設置地として金沢が石川県側に内示されたも

のと見られる。

第四は、以上の三点の事情から、県庁の美川移転の理由だった、県の管轄区域の大幅な縮小により金沢が衰退し、従来の繁栄に慣れた人民の不満が爆発する危惧がなくなり、逆に、金沢が繁栄を回復し、石川県における文明開化の拠点となることが期待できるようになったことである。

ここでの文脈から、先の県庁移転が金沢の人民統治上の危惧に最大の理由があったことがわかる。要するに、それが解消する見通しが立ったので、金沢に戻りたい、というわけである。

大蔵省は、翌明6年(1873)1月9日付で、その実質的な最高責任者である大蔵大輔井上馨の腹心、三等出仕(正五位) 渋沢栄一から太政官正院宛に、金沢への再移転を認めるよう上申した<sup>(74)</sup>。

石川県伺、別紙、県庁金沢へ復帰ノ儀、勘弁致候処、  
昨年美川へ移府以来、漸一周年程、又候転換ノ儀、  
如何ニモ輕忽ノ次第二候へ共、今般、能登国一円合  
併相成、且旧藩ノ余習、昨冬トハ勢モ自致一変、加  
之第一、官庁・吏舎ノ設、差向營繕等相不加候共、  
用弁相済候間、實際上、伺之通、御聽許相成可然被  
存候、右御許可相成候ハヽ、其旨石川県へ御達相成  
候様仕度、依テ別紙相添、此段相伺候也

明治六年一月九日

渋沢正五位

正院 御中

渋沢は、県庁の美川移転に、大蔵省が許可を決定してから「一周年」(移転実施からは半年)で金沢再移転を伺い出るというのは、いかにも「軽忽」だと指摘している。しかし、石川県があげた再移転の理由のうち、第一の管轄区域の拡大と、第四の金沢の人民の変化、の二つを認めている。さらに、石川県に照会した結果と見られるが、県庁の庁舎や県吏の宿舎が、当面、營繕の必要もなく使用できる状態にあることを、三つ目の理由として挙げ、正院に県庁再移転の許可を求めている。

石川県が挙げた第二、第三の理由は、當時、その実施財源をめぐって、大蔵省が激しく対立していた、文部省と司法省の政策なので、渋沢は認めなかつたものと思われる。けだし、それから間もない、同年5月、井上と渋沢はこの対立が原因で大蔵省を連袂辞職している<sup>(75)</sup>。それらに代わる許可理由を探すため、わざわざ照会して

まで、移転先施設の確保の問題を持ち出したのだろう。正院は、同月十四日付で、大蔵省の伺いを許可するとともに、石川県宛に次のように通達した<sup>(76)</sup>。

石川県

其県庁、加賀国石川郡金沢へ被移候事

明治六年一月十四日

太政官

石川県は、同月 25 日付で、県庁を金沢に再移転したことと太政官の史官宛に届け出ている<sup>(77)</sup>。

移庁ニ付御届

当県庁儀、加賀国石川郡金沢へ被移候旨、今般、被仰出候ニ付、今廿五日、移庁候間、此段御届申上候、以上

明治六年一月廿五日

石川県権参事 桐山純孝

石川県権令 内田政風

史官 御中

ここに、移転してからわずか 9 か月で、美川県庁の時代は幕を閉じたのである。

### (三) 内田政風の依願免官

内田政風は、明治 6 年(1873) 12 月 27 日付で令(県令) に昇任するが、前述したように、同 8 年(1875) 3 月 31 日付で依願免官している。内田は何故この時点で石川県令を辞任したのか。

この時点に至る政局は激動の連続である<sup>(78)</sup>。明治 6 年(1873)10 月政変で「破裂」した政府にとって最大の脅威は、西郷隆盛を盟主と仰ぎ、士族国家と化した鹿児島県の存在である。政府は、同年 12 月 25 日付で、島津久光を内閣顧問に任じた<sup>(79)</sup>。久光は、政府が矢継ぎ早に進める近代化を目指す諸改革に、強い不満を抱いていた。西郷と久光が手を握ることを、政府は懼れたのである。また、翌 7 年(1874)2 月に佐賀の乱が起こると、台湾出兵を企て、鹿児島士族を徴募兵として台湾へ送り込もうとした。いずれも、鹿児島に士族反乱の火の手を上げさせないためである<sup>(80)</sup>。

ところが、台湾出兵が政府の再度の分裂を招き、4 月 18 日に参議木戸孝允が辞意を表明する。木戸辞任が必至となった時点での、政府補強措置が同月 27 日付での久光の左大臣任命だった。形式上、天皇補弼者第二位の

地位に就いた久光は、5 月 23 日付で建言書を提出し、洋式化した服制と、地租改正へと向かっている税制の復旧、そして佐賀の乱を鎮定し、さらに台湾出兵を決断して長崎から東京に戻ったばかりの参議兼内務卿大久保利通の罷免を要求するのである。結局、これは大久保が辞表を出したことで、久光は 6 月 6 日には建言書撤回に追い込まれる。

台湾出兵は清との全面戦争の危険を孕み、その解決のため、大久保は 8 月 6 日には東京を出発して北京へと向かう。大久保は、清との交渉妥結に成功して年末に帰国する<sup>(81)</sup>。帰国した大久保は、明治 6 年 10 月政変直後に内務省を創設して以来の宿願だった内治充実の諸政策を実施しようとした。そのため、政局の安定をはかるべく、翌 8 年 2 月 11 日の大坂会議で、立憲政体の導入を合意して、木戸と板垣退助の参議復職を実現する<sup>(82)</sup>。

かくて、久光の政治的役割は、単に鹿児島士族の反政府的結束を回避するための駒にすぎなくなってしまったのである。ここに、内田が翌 3 月 31 日付で依願免官し、久光の膝下に参じて島津家の家令に転じる、一つの背景があると思われる。

その後、久光は、板垣と提携して大久保と対立するが、結局、10 月 27 日付で、板垣とともに依願免官に追い込まれる。政府は、久光を東京に引き止めるべく、11 月 2 日付で麝香間祗候を命ずる。久光は翌 12 月には浴泉の暇を乞うて帰県しようとするが<sup>(83)</sup>、政府は許さない<sup>(84)</sup>。

そこで、久光は、内田を帰県させ、西郷に提携の意思を打診させたのである<sup>(85)</sup>。内田は、翌 9 年(1876)2 月 26 日付で二通の書翰を西郷隆盛に送り、帰県に至る経緯を述べ、政府を厳しく批判して、久光との提携を説いている<sup>(86)</sup>。そのうち一通は、久光の所信を内田なりにまとめたもので、その内容を彼も了承しているという。もう一通は、内田自身の所信を述べている。そこでは、対外危機が切迫する一方、鹿児島士族が分裂している現状を憂え、久光との結束を、次のように説いている<sup>(87)</sup>。

然るに我が薩十ヶ年以前は天下の強国として勢力朝日の昇るが如く、天下靡然として武徳を仰ぐの処、維新後何となく些々たる感情上、意志疎通せず。疎情の姿に立到りしは實に皇國的一大不幸、小節に拘らず邦家の為虚心を以て一和し、古の武名を墜さず、一朝事あるに際しては一県を挙て天下に縦横し、同

胞相救ふの信義を結束し、皇国の親軍とならまほしけ存候。(中略) 身の不肖を顧みず公に赤心を上申する処、自然閣下上京するとあれば實に皇国の僥倖充分俱に御尽力可被為在の御身据へ、御胸中に御溢れ候様に恐察致され候。

内田は、翌3月1日、西郷を訪問して会見するが、西郷は久光との提携に同意しない。そして、内田の求めに応え、提携不同意の旨を同月3日付の書翰に認めている<sup>(88)</sup>。久光は、西郷との提携に失敗した後、ようやく帰県を許された。4月4日、東京を発ち、途中、神戸に数日間滞在し、13日に鹿児島に着いたのである<sup>(89)</sup>。

こうした経緯を見ると、政府側はどうやら久光の動きを把握しているように思われる。いずれにせよ、内田が久光の政治行動にとって、最も重要な担い手となっている、と見て間違いかろう。ここに、内田の依頼免官が、誰によって、どのような意図の下に企てられたかが浮かび上がってこよう。

もっとも、それが内田自身の意思によるものでないといえば、なぜ彼はそれを断らなかつたのか。先の西郷とのやり取りの中で、内田は、版籍奉還、廃藩置県を経た今日ではかつての君臣の主従関係はなくなっているが、その間の情誼はなくなるものではあるまいとし、旧主からの提携の呼びかけに応ずるよう説いている。はからずも、ここに内田の心性が如実に物語られている。

明治10年代に旧主前田家に提出された士族授産関係の意見書を見ると、金沢士族の間では、内田ですらも認識していた主従関係の消滅さえ自覚しているのか疑わしい向きが少なくないのが実情だった<sup>(90)</sup>。少なくも君臣間の情誼の不变を信ずる内田は、そうした金沢士族との間に共鳴盤を持つ人物だったと言えよう。

#### (四) その後の内田政風

明治10年(1877)2月15日、西郷隆盛は、政府へ尋問の廉ありとして、率兵上京の途に就き、西南戦争が勃発する<sup>(91)</sup>。

政府は、勅使を鹿児島に派遣して、久光父子に西郷らに荷担することなきよう諭させた<sup>(92)</sup>。これに対し、久光父子は、4月1日付の意見書で、一応、政府への忠誠を表明しつつも、西郷と大久保の訊鞫を求める。この意見書を正副各2名の使者に託し、京都の行在所で明治天

皇に侍していた太政大臣三条実美に提出させた。正使2名はいずれも島津家人で久光父子の名代であり、陳弁の任は副使が当たったと思われるが、その一人が内田であつた<sup>(93)</sup>。

そして、帰県後、内田らは、5月付で西郷軍本營に宛てて、西郷暗殺の証拠を政府に提出して裁判に服するようとの勧告書を送っている<sup>(94)</sup>。しかし、西郷軍からの回答はなかった。

天秤の片方が空になれば、もう片方も不要になる。久光、そして内田が再び政局に棹さることは、以後はない。久光は明治20年(1887)12月6日に亡くなるが<sup>(95)</sup>、前述したように、内田はそれから6年して旧主の後を追っている。

#### まとめにかえて

内田政風が成立前後の石川県のトップの座を占めたのは、廃藩置県から大阪會議に至る3年7か月の期間である。この時期は、立憲政体の導入が国是となる以前であり、したがって国制改革の方向が確定していなかった<sup>(96)</sup>。

当時の府県は、こうした状況を政治的、そして制度的な前提として成り立っていたのである。この時期の府県は、確かに「政府出先機関」にすぎないような面もあつたが、政府中央と直結する関係は上意下達の一方通交的なものではかならずしもない場合もあったと考えられる。けだし、これがこの時期の府県が「小国家」とさえ特徴づけられる所以だろう<sup>(97)</sup>。

この初期府県制の時期における「中央—地方」統治構造がもつ、ある種の双方向性を、内田県政はっきりと帶びており、そこに「美川」県の成立余地も幾分かはあつたと考えられる。また、「石川」県の成立がそうした双方向性の喪失に繋がると短絡するのも、政府中央におけるその決定を囲繞する政治状況を考慮すると、如何なものかと思われるるのである。

こうした一点からも、内田県政の施政内容、とりわけ地方統治上にも重大な意義を有する地券交付や地租改正などの施行実態に関する検討は、初期府県制期の「中央—地方」統治構造において石川県がどのような位相にあつたかを確かめ、それによってまたその構造そのものの歴史的理解を深めることに、少なからず裨益し得るであろうと予想される。ここでは、それが後日の宿題として

重く残されていることを確認するに止めたい。

- (1) 徳田寿秋『加賀藩における幕末維新期の動向』私家版、2002年2月、また森山誠一「加越能における幕末明治初期の藩県沿革について——能登の旧天領と土方領、白山麓十八力村そして近江高島郡の飛地を中心に——」(『金沢経済大学論集』第35巻第3号、2002年2月)を参照。
- (2) 拙稿「初代石川県令内田政風をめぐって」(『石川県史だより』第42号、2003年2月)を参照。
- (3) 幕末における加賀藩の政治的動向については、とくに断らない限り、石川県『石川県史』第3編、同県、1939年3月、803～1009頁を参照。
- (4) 幕末における加賀藩関係者の間での「勤王」の動きについては、中田敬義『加越能維新勤王史略』加越能維新勤王家表彰会・1930年12月、中村慎編『維新前後の金沢藩 勤王の志士 岡山茂』日経事業出版センター・2003年1月、横井美里『勤王志士』逸見文九郎についての一考察——職務と交流——」(『能加地域史』第39号、2004年2月)を参照。
- (5) 徳田寿秋「加賀藩主前田慶寧論——幕末維新期における藩政動向再考——」(『石川県立歴史博物館紀要』第17号、2005年3月)を参照。
- (6) 松尾正人『廃藩置県の研究』吉川弘文館、2001年1月、192頁を参照。
- (7) 内閣官報局編『法令全書』復刻版、第2巻、原書房、1974年7月、221～222を参照。
- (8) 維新後における加賀・金沢藩の政治的動向については、とくに断らない限り、前掲『石川県史』第3編、1009～1075頁を参照。
- (9) 深谷博治『華士族秩祿処分の研究』新訂版、吉川弘文館、1973年3月、182～184頁を参照。
- (10) 明治4年7月14日付で出された太政官布告第354号には、「今般藩ヲ廃シ県ヲ被置候ニ付テハ追テ 御沙汰迄大參事以下是迄事務取扱可致事」(前掲『法令全書』第4巻、1974年9月、284頁)とある。
- (11) 石川県立図書館編『石川県史料』第2巻、同館、1972年3月、119頁を参照。
- (12) 同上、123～124頁を参照。
- (13) 磯田道史『武士の家計簿 「加賀藩御算用者」の幕末維新』新潮新書、2003年4月を参照。
- (14) 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、1981年9月、151頁を参照。
- (15) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2004年10月、187頁を参照。
- (16) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料』第3巻、鹿児島県、1976年1月、66～71頁を参照。
- (17) 同上、81頁を参照。
- (18) 芳即正『島津久光と明治維新——久光はなぜ討幕を決意したのか——』新人物王来社、2002年12月、124頁を参照。
- (19) 同上、88～91頁を参照。
- (20) 同上、93～95頁を参照。
- (21) 同上、97～101頁を参照。
- (22) 同上、101～103頁を参照。
- (23) 同上、91～93頁を参照。
- (24) 同上、108頁を参照。
- (25) 同上、812頁を参照。
- (26) 同第4巻、1977年1月、536頁を参照。内田はこのときすでに京都藩邸の留守居に昇進している(前掲佐々木『幕末政治と薩摩藩』343頁を参照)。
- (27) 同第3巻、19～20頁を参照。
- (28) 同第4巻、537～541頁を参照。
- (29) 同第5巻、1978年1月、392頁を参照。
- (30) 内田の官歴は、前掲『石川県史料』第4巻、1974年2月、431頁を参照。
- (31) 朝倉治彦編『明治官制辞典』東京堂出版、1969年4月、379～380頁を参照。
- (32) 高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』第二版、角川書店、1974年12月、1254頁を参照。
- (33) 金井之恭『明治史料類要職務補任録』柏書房、1967年12月、53頁を参照。
- (34) 明治3年当時の政局と新政府における政治的実権の所在については、松尾正人『維新政権』吉川弘文館、1995年9月を参照。
- (35) 前掲『石川県史』第四編、1931年3月、2頁を参照。
- (36) 同上、229～231頁を参照。
- (37) 廃藩置県とそれに伴う政変については、松尾正人『廃藩置県』中公新書、1986年6月、同前掲『廃藩置県の研究』、勝田政治『廃藩置県』講談社、2000年7月を参照。
- (38) 森山誠一「加越能自由民権運動史料(四)——加賀『忠告社』関係資料——」(『金沢経済大学論集』第25巻第3号、1992年3月)を参照。
- (39) 明治初期における旧金沢藩士族の政治的動向については、とくに断らない限り、前掲『石川県史』第四編、227～255頁、また金沢市役所編『稿本金沢市史』復刻版・政治編 第一・名著出版・1973年7月・72～133頁を参照。
- (40) 長妻廣至『補助金の社会史 近代日本における成立過程』人文書院、2001年5月、43～45頁を参照。
- (41) 同上、36～37頁を参照。
- (42) 前掲『石川県史料』第1巻、1971年4月、217～219頁を参照。
- (43) 石川県が地租改正事業に着手したのは明治7年10月であり(拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、2001年7月、77頁を参照)、この報告がなされた同年2月の時点ではまだ壬申地券の交付作業が続けられていたものと見られる。
- (44) 前掲『石川県史料』第1巻、238～240頁を参照。
- (45) 内田の依願免官から3年後の、明治11年3月に出版された『明治官員録』に見られる、3府35県における府県官員に占める地元出身者の比率によれば、石川県は、山口県の85%、大分県の84%に次ぐ、第3位の79%である。ちなみに、比率が過半に達するのは15県で、島根・愛媛両県がともに74%で第4位である(大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店、1994年4月、71頁を参照)。
- (46)(47) 前掲『法令全書』第4巻、409～410頁を参照。
- (48) 前掲大島『明治国家と地域社会』16頁を参照。
- (49) 宮武外骨『府藩県制史』名取書店、1941年3月、89～97頁を参照。同書で、宮武は金沢藩を「曖昧藩」の一つに数えている(93頁を参照)。
- (50) 国立公文書館所蔵「公文録」第89巻、諸県伺。
- (51) 前掲『法令全書』第4巻、423および426頁。
- (52) 前掲『石川県史料』第2巻、128頁を参照。
- (53) 前掲『法令全書』第2巻、221頁を参照。
- (54) 前掲『石川県史料』第4巻、262頁を参照。
- (55) 前掲『法令全書』第4巻、363頁。
- (56) 前掲『稿本金沢市史』政治編 第一、113～135頁を参照。

- (57) 和田文次郎『長谷川準也君』私家版、1921年10月を参照。
- (58) 勝田政治『内務省と明治国家形成』吉川弘文館、2002年2月を参照。
- (59) 前掲「公文録」第89巻、諸県同。
- (60) 岩倉使節団と留守政府の政治的構成については、毛利敏彦『明治六年政変』中公新書、1979年12月を参照。
- (61) 旧金沢藩は、明治4年（1871）2月付で町方制度の改革を達しているが、その中に次の二項がある（富山県編『富山県史』史料編VI 近代上、同県、1978年10月、169頁）。
- 一、本吉・湊  
右合併一郷与成シ更ニ美川町相改候事
- (62) 前掲『稿本金沢市史』政治編 第一、81頁を参照。
- (63) 明治5年における大蔵省内の政治的構成については、丹羽邦男『地租改正法の起源——開明官僚の形成——』ミネルヴァ書房、1995年3月を参照。
- (64)~(67) 前掲「公文録」第89巻、諸県同。
- (68) 太政官関係の諸文書や記録類については、中野目徹『近代史料学の射程 明治太政官文書研究序説』弘文堂、2000年2月を参照。
- (69) 前掲『法令全書』第5巻ノ1、1974年10月、200頁を参照。
- (70) 前掲「公文録」第108巻、大蔵省同。
- (71) 前掲『法令全書』第5巻ノ1、148頁を参照。
- (72) 同上、487～488頁を参照。
- (73) 菊山正明『明治国家の形成と司法制度』御茶の水書房、1993年2月、169および177頁を参照。
- (74) 前掲「公文録」第108巻、大蔵省同。
- (75) 拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、1993年10月、20～21頁を参照。なお、石川県を含む2府32県の府県裁判所設置計画は大蔵省の反対で頓挫し、結局、明治五年中の石川県裁判所設置は実現しなかった（前掲菊山『明治国家の形成と司法制度』169～179頁を参照）。
- (76)(77) 前掲「公文録」第108巻、大蔵省同。
- (78) 明治6年10月政変から同8年3月に至る政局の動向は、升味準之輔『日本政治史』1、東京大学出版会、1988年3月を参照。
- (79) 内閣顧問就任以後における島津久光の動静は、とくに断らない限り、日本史籍協会編『島津久光公実紀』三、東京大学出版会、1977年10月、239～385頁を参照。
- (80) 台湾出兵については、毛利敏彦『台湾出兵』中公新書、1996年7月を参照。
- (81) 大久保利通の対清交渉については、清沢冽『外政家としての大久保利通』中公文庫、1993年3月を参照。
- (82) 拙著『立憲政体成立史の研究』岩田書院、2004年3月、14～17頁を参照。
- (83) 前掲『島津久光公実紀』三、323～324頁を参照。
- (84)(85) 前掲芳『島津久光と明治維新』252～253頁を参照。
- (86) 大西郷全集刊行会編『大西郷全集』第2巻、同会、1927年6月、858～869頁を参照。
- (87) 同上、866～868頁。
- (88) 同上、857～858頁を参照。
- (89) 前掲芳『島津久光と明治維新』252～253頁を参照。
- (90) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史』史料編12 近代二・2003年3月・291～309頁、また拙稿「起業会存廃問題関係建議」（『市史かなざわ』第10号、2004年3月）を参照。
- (91) 西南戦争については、落合弘樹『西郷隆盛と士族』吉川弘文館、2005年10月、151～228頁を参照。
- (92) 前掲『島津久光公実紀』三、341～342頁を参照。
- (93) 同上、343～351頁を参照。
- (94) 同上、351～356頁を参照。
- (95) 同上、381頁を参照。
- (96) 前掲拙著『立憲政体成立史の研究』を参照。
- (97) 初期府県制の研究については、前掲拙著『地租改正と地方制度』173～180頁を参照。